

告 示

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和六年四月二日

埼玉県計量検定所長 浜 雅 俊

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びびょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
越 生 町	令和六年五月二十九日から八月二十八日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を含む。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
戸 田 市	令和六年六月四日から九月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
蕨 市	令和六年六月六日から九月五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
鳩 山 町	令和六年六月十日から九月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
ときがわ町	令和六年六月十一日から九月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

東松山市	坂戸市	鶴ヶ島市	入間市	三芳町
令和六年八月五日から十一月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和六年七月二十二日から十月二十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和六年七月十八日から十月十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和六年七月九日から十月八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和六年七月八日から十月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同	同	同	同	同